

平成31年度 第1回 津山市地域公共交通会議 会議要旨

令和元年6月6日 10:00～
津山市役所東庁舎 1階 101会議室

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 会長選任
- 4 会長挨拶
- 5 協議事項

1) 令和2年度 地域公共交通確保維持改善事業計画*¹について

*1 生活交通手段を確保する事業として、バスを運行している事業者に直接、国庫補助金を交付する事業となる「生活交通確保維持改善事業」があり、本計画はその事業の前提となる計画である。本計画は「津山市生活交通確保維持協議会（津山市地域公共交通会議）」で策定・承認されなければ申請できない。また、「公有民営」による車両更新補助申請にあっても、同様に本計画への記載、承認が必要である。

【事務局説明】

市内を走行するごんごバスについて、国からの運行補助を受けるための前提となる計画や目標が適切かどうかをご協議いただきます。

現時点で、国から補助金上限額が示されておりませんので、議事の承認については上限額が示され次第、改めて審議させていただきます。

国庫補助対象路線である、「生活確保維持改善計画」の記載事項となっております。
(協議事項 資料1参照)

《計画の対象路線・事業者》

「ごんご東循環線・ごんご西循環線・ごんご小循環線・ごんご勝北線・ごんご加茂線」の対象事業者 中鉄北部バス株式会社

「阿波過疎地有償運送」の対象事業者 NPO法人エコビレッジあば

《計画の対象期間》

令和元年（平成31年）から令和3年の3ヶ年

《フィーダー補助にあたり定量的な目標・効果》

(1)西循環線、(2)マルナカ西循環線、(3)津山小循環線、(4)加茂支所線、(5)勝北

支所線、(6) (奥) 勝北支所線、(7) 東循環線

→ 路線系統ごと 利用者の現状維持

(8) 阿波 → 1日当たり3.1人の利用者増

《公有民営による車両更新と必要性》

東循環線 車両3台の更新するもの。

東循環線は人口密集地、市内主要施設を結び、利用者の多いコミュニティバス路線である。老朽化がすすむ車両を更新し、これを維持することにより、通院、通学、買い物などの日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、幹線系統とのネットワークを更に強化することにより、外出促進・地域活性化・観光促進にもつながる。

《その他》

平成31年度交付される補助金の津山市における上限額は、前年度対比約545万円減。(今回上限額：8,430千円、前回上限額13,883千円)

この理由は

- ・「地域公共交通網形成計画」策定による、補助上限額減少 歯止め制限制度の変更。
- ・計算方式の「財政力指数」から「人口密度」への基準変更。

などの理由によるものです。

運行にあたって、大変厳しい状況にあると認識しているところです。

【協議内容】

(会長)

フィーダー補助の減少について、事務局はどのように考えているか？

(事務局)

補助額の減少は非常に厳しい状況であるが、各線はコミュニティバスとして重要な役割を果たしているところであり、維持確保していく必要があると考えております。国などに対しては、地方都市における公共交通の現状をお伝えしていきたいと考えております。

(委員A)

重複した内容になるが、運行事業者は、非常に運行が厳しい状況が続き、市への負担も増えている。バスの利用者は、免許を所持していない高齢者(特に女性)が多いが、そのターゲットも、免許保有率が上がっており、燃料費や人件費の高騰も相まって、バス運行維持の見通しが困難になってきている。

こういった状況を、国などに伝えていただきたい。

(委員B)

安全運行にかかる、車両設備の規制が厳しくなり、投資も必要となっている中、運行補助の削減については、今後よく考えてもらうよう国に伝えて欲しい。

(委員C)

目標値についてだが、系統によっては大幅に利用者が下がっている時期があるが、現状維持というのは無理はないのか？

特に、系統4、5、6については、路線の沿線あたりの人口に対してなど、分母を考えた目標設定にするなど工夫が必要ではないか。

現状は、分子のみ考えていて、人口が減れば必然的に人数は減ってしまう。1000人に対して何人乗っています、など、達成するために目標値を考えていく必要があるのではないか。

(事務局)

以前、安全運行上の問題から、ダイヤ改正をしたがニーズに合わず、利用者が離れていった経緯があります。

また、経路上の人口減少率などを考えると厳しい状況だが、より深くダイヤ改正や運行経路を考えることにより、維持を図って参りたいと考えています。

系統4、5、6については、指標のあり方について今後検討して参ります。

～ 国から補助金額が示され次第、改めて協議 ～

2) 小型乗合交通（グループタクシー）について

【事務局説明】

交通空白地解消に向けた取組として、現時点での企画骨子を示し、グループタクシー事業についてご意見をいただきたい。

～グループタクシー事業について事業説明～

公共交通空白地の解消のために、タクシーを活用した社会実験の来年度実施に向けて意見をいただきたい。

(委員A)

対象について、免許を持っていない方はどうするのか

(事務局)

免許返納者としており、免許を元々持っていない方は想定していません。厳しい制度設計を想定しています。委員からいただいた意見を参考に、事業の本格実施に際には適用して参りたいと考えています。

(委員B)

社会実験をすることについては、問題はない

(委員A)

旦那さんが免許返納者で、奥さんが持っていなければ、旦那さんのみ対象ということか。

(事務局)

今の設計では、そうなります。

(委員C)

社会実験は、きちんと制度設計した上で検証するためにする場合と、まったく分からないから議論を巻き起こすために行う場合がある。こちらは、議論を巻き起こすためにやる実験でよろしいか。やる前から分かっている問題点があるにもかかわらず、そこを考慮せずする社会実験は、何を目的にしているのか分からない。この実験は、何をするために、どう実証するための社会実験なのでしょうか。そのあたりが論点と

なると思う。

(事務局)

このグループタクシーは、将来的には全市に導入したいと思っています。その前提で社会実験を実施します。実施にあたり、いろいろな要望があるとは思いますが、まずは一番厳しい条件で実験を行い、その上で意見や要望をいただき、最終的に確立したいと考えています。年齢要件等にしても、最初は対象外となってしまうと、実験を行っていく上で、要望が多いものを導入したい。

(委員C)

実装にはだいぶ時間がかかると考えておられますか。

(事務局)

地域ごとの実情があるため、一律には導入しにくい。社会実験を行い、その結果を踏まえて導入していきたい。仮説は立てていますが、最初からすべてOKではないやり方を取り入れています。

(委員C)

500m以上離れていて、拠点施設までとあるが、地域内に拠点がある地区を選ぶのか、乗り換えありきなのか、日常的に頻度が多く行くところに乗り換えて行きなさいというのは負担がかかる。そういったところは考慮すべき。先ほどの説明だと、つぶしておくべき所を放置して行うので、苦情電話が相当来そうですね。

(会長)

どこするかをお示ししてでないと、意見はなかなか出ないですね。

(事務局)

地域を示さないと、協議は難しいと思います。次は、地域をある程度決めた上で内容をお示しします。

(委員D)

タクシーは、免許返納者は1割引になっている。その制度との兼ね合いはどうするのか。制度は重複できないとか。

(事務局)

複数の制度の併用は考えていません。本人が有利なものを選択していただきたい。

(会長)

この会議で出た意見は、出来ることは反映していくようにしていただきたい。この場で、決めてしまうことはして欲しくない。

(委員C)

事務局から福祉部局でと言う話もあったが、これは本当に生活交通なのかというところが疑問です。高齢者福祉施策ではないかと。生活交通ならば、年齢制限とかは設けず行うべき。若い人は空白地に住んでいて、高齢者だけそれが解消するというのは逆差別です。本来、生活交通でそういう差をつけて欲しくないし、高齢者福祉施策が大事であれば、それぞれの制度を考えないと、交通空白地域でこういった扱いをされると迷惑を受ける人が出てきて根本的な解決になっていない。

～ 問題点を整理して、再度協議にあげる ～

- 3) 市営阿波バス、市営勝北巡回バスについて（津山市）の更新登録について
- 4) 津山・西川共同バス（美咲町）津山・柵原・吉井線共同バス（美咲町・赤磐市）津山・富線共同バス（鏡野町・真庭市）の更新登録について
- 5) 福祉有償運送の更新登録申請（生涯福祉課）について

【事務局説明】

協議事項3) 4) 5) は、同様の内容となりますので、まとめて説明いたします。

3) は、市直営のバスの3年に1回の更新登録を行うことについて、市内の阿波地域から加茂地域を1日7往復する市営阿波バスと、勝北地域を週4日各方面に朝夕各1便を往復する勝北バスについて、岡山県に更新申請を行います。

4) は、美咲町、赤磐市、鏡野町、真庭市と共同バスを運行しており、こちらの更新登録について、美咲町と共同運行している津山・西川線共同バスは、美咲町西川から津山市内へ1日4往復運行、美咲町・赤磐市と共同運行している津山・柵原・吉井線共同バスは、赤磐市吉井から美咲町柵原を經由し津山市内へ1日往路4便復路3便の運行、鏡野町・真庭市と共同運行している津山・富線共同バスは、鏡野町富から真庭市余野上を經由し津山市内へ1日1往復運行しています。いずれも、津山市内の高校に通学する際に主に利用されています。

5) は津山市の福祉移送サービスの更新登録です。こちらは、障害者の方がNPO法人津山市福祉移送サービス会に会員登録し、会員になった障害者の方が利用される福祉有償運送の車両登録になります。これも3年に1回の更新が必要で、岡山県に更新申請を行います。

いずれの路線も、非常に重要な路線となりますので、ここで更新登録についてご承認をいただければと思います。

～ 全会一致で承認 ～

- 6) 津山中央病院～イオン津山間のバス運行経路等について
- 7) ごんご勝北線の経路変更について

【事務局説明】

協議事項6) 7) も、同様の系統の変更となりますので、あわせて説明いたします。

6) は、いずれも中鉄北部バスが運行する、奈義町から津山市へ走る広域路線の行方・馬桑線、ごんごバス東循環線、JR勝間田駅から津山駅へ走る勝間田線という3つの路線の系統変更です。

行方・馬桑線については、道路の新設に伴い、幅員の狭い経路から幅員の広い経路へ、速達性・安全性を確保するため、令和元年10月1日から経路変更をしたいというものです。

ごんごバス東循環線は、経路変更はしませんが、道路の新設に伴い、中央病院下バス停前が十字路となりました。バスが停車するには危険な場所であり、利用者がほとんどいないためバス停を廃止したい。経路については、コミュニティバスであるため、人家の多い現在の経路をそのまま走るべきと考え、新しい道路は走りません。

勝間田線は、現在は勝央町から国道179号線を走り、国道53号線に合流したところで西に曲がり津山駅へ向かいます。利用者から、イオン津山店や津山中央病院へ行きたいという要望が多く寄せられたことから、新たにイオン津山店と津山中央病院を経由する経路に変更したいという提案です。

7)は、ごんご勝北線について、現在のルートから高野団地(市営住宅・県営住宅)経由に運行経路を変更したいというものです。これは、以前から高野団地の方から乗り入れについて要望をいただいていたものです。団地内にバス停を新たに追加し、既存バス停の位置を少しずらすことで利便性向上を図ります。令和元年10月1日から実施したいとのことです。

(委員A)

新橋梁が出来たための経路変更とのことですが、将来的に、イオン津山店から津山中央病院までのルートがコンパクトになることはありますか。イオン津山の駐車場内を走ったり、運転手さんが大変そうなので。

(事務局)

イオン津山店については、以前は店舗から遠い別のところにバス停がありましたが、利用者からの要望と店長さんの協力により、店舗に横付けできる今の位置になりました。また、津山インター前は利用者が多いため、こちらは飛ばすことが出来ないのも、道路事情も含め今後の検討課題とさせていただきたい。

～ 全会一致で承認 ～

8) ごんご西循環線鏡野町延伸実証運行の報告と今後について

【事務局説明】

ごんご西循環線の鏡野町への延伸実証運行について目標設定をしており、実証期間中5,850人の利用目標(前年比8%増)に対し、7,208人の利用実績があり、前年比約30%増と、目標を達成したことを報告させていただきます。

令和元年9月までが実証実験期間であり、10月からの本格運行に向けて、バス停の増設や経路等について鏡野町と運行事業者と協議を進めてまいりたいので、本格運行のご承認をいただきたい。

(会長)

バス停を変えるのか

(事務局)

かなり少なめに設置しており、利用者の動向もつかめてきたので、途中のバス停(中鉄北部バスの路線バスのバス停を併用)を追加したいと考えています。また、鏡野病院からプラント5までの間、バス停がないので西消防署あたりに新たに設置を考えています。決まりましたら、公共交通会議で報告します。

～ 全会一致で承認 ～

9) (仮称) さと丸乗り合い交通 (奈義町) の日本原病院への乗り入れについて

【事務局説明】

奈義町からの要請で、奈義町が新しく令和元年7月1日から「さと丸乗り合い交通」という乗り合いデマンド交通を開始するにあたり、津山市内の「日本原病院」を降車場にしたいと申し入れがありました。日本原病院まで乗り入れをしても良いかを、ご承認いただきたい。

～ 全会一致で承認 ～

10) 有本観光バス (亀甲～津山線) 運賃変更について

【事務局説明】

有本観光バス様からの要請です。平成30年度に美咲町が夏休み期間中に中学生が「津山・西川線共同バス」「津山・柵原・吉井線共同バス」を100円で利用できる取組を行いました。これは、中学生が津山市内の高校のオープンスクールなどに参加しやすくしたものです。

美咲町から有本観光バスが運行しているバスについても実施して欲しいとの要請があったようで、当該バスは市内をクローズド運行しており津山市民は乗れませんが、運賃設定が協議料金であり、津山市内を走行しているため津山市地域公共交通会議の承認をいただきたいとのことです。こちらについてのご承認をいただきたい。

～ 全会一致で承認 ～

11) 市内におけるバス停名称の変更について

【事務局説明】

事務局からの提案です。市内のバス停について、名称が紛らわしかったり、実状に即していないものが出てきており、これを整理していきたいという提案です。

事務局と運行事業者でバス停を整理して、本会議でご意見をいただきたいと考えております。令和元年10月1日を目途に改正を考えています。このことについて、ご承認をいただきたい。

～ 全会一致で承認 ～

(会 長)

協議事項は以上となります。その他、ご意見等あれば伺います。

(委員 A)

先ほどのグループタクシーについて、年齢制限して生活交通を名乗るのではなく、年齢制限なく誰でも使えて、高齢者や返納者に対して、市から別のチケットなどを渡すなど、福祉の政策と生活交通の政策を掛け合わせることで、どちらにも対応した政

策になるようなものもありではないかと思う。どこか別のところでやってるものをそのまま取り入れるのではなくて、問題点が既に分かっているのであれば、これに対する津山版の何かがあるのではないかと。その社会実験をやっていただいた方が良いと思う。

(事務局)

今お話いただいた、公共交通政策と福祉政策について、2段構えで行ければ良いのではないかと考えています。

本日いただいた課題について、真摯に検討を行い、改めて制度について皆様にお伺いさせていただきます。

～ 閉会 ～